

プラトンの悪夢：利己主義の手懐け方

青 木 克 仁

Plato's Nightmare : How to Transform Those Who Are Completely Self-centered

Katsuhito AOKI

要 旨

プラトンは、利己主義的な個人を道徳に従わせるにはどうしたらいいのか、という問いに答えを見出そうとした。プラトンにとって、民主制に対応する人間類型は、「必要な欲望」と「不要な欲望」という区別がなくなった人間なのである。つまり、自由・平等を謳う民主制には、本来は「不要な欲望」にカテゴライズされるべき欲望を追求する利己主義的個人が跋扈することになるという、プラトンが最も忌み嫌う脆弱性が存在している。こうしたプラトンの目から見れば、墮落した政体である民主制には、人間類型としての利己主義という問題が浮き上がってくる。彼の主著とされる『国家』では、まさに、この「利己主義」の問題が取り扱われている。本論考において、利己主義に対するプラトンの処方箋とはどのようなものだったのか、という問いを扱うが、その処方箋が現代社会においては、うまく機能しなくなっていることを示す。

キーワード：プラトン、利己主義、民主主義、公共哲学、社会哲学

序 論

プラトンの時代から倫理思想の根幹には、利己主義的な個人を道徳に従わせるにはどうしたらいいのか、という問いが存在していた。「人間が社会的な動物」であることが、アリストテレスによって改めて確認された時代に、社会を構成する「私達」、社会的規範に従う「私達」、に対して、利己主義的な個人という人間性の別の側面がクローズアップされてきた。こうした利己主義的個人を如何に、進んで社会を構成している「私達」の中に回収し、少なくとも「協力的」な特性を持たせるようにできるのか、という問いに古代ギリシアの哲人達は直面することになった。『国家』の中で描かれている、プラトンの民主制批判をまとめてみると、プラトンにとって、民主制に対応する人間類型は、「必要な欲望」と「不要な欲望」という区別がなくなった人間である、と述べている。つまり、自由・平等を謳う民主制には、本来は「不要な欲望」にカテゴライズされるべき欲望を追求する利己主義的個人が跋扈することになるという、プラトンが最も忌み嫌う脆弱性が存在している。こうしたプラトンの目から見れば、墮落した政体である民主制には、人間類型としての利己主義という問題が浮き上がってくる。彼の主著とされる『国家』では、まさに、この「利己主義」の問題が取り扱われている。本論考において、利己主義に対するプラトンの処方箋とはどのようなものだったのか、という問いを扱うが、その処方箋が現代社会

においては、うまく機能しなくなっていることを示そうと考える。

第一節 プラトンの活躍した時代

プラトン生誕の数年前からスパルタとの間にペロポネソス戦争が勃発し、彼が23歳の年に、アテナイの敗戦で戦争が終結している。プラトンは、多感な青少年時代をアテナイの政治体制の激しい変遷の中で生きた。アテナイを中心としたデロス同盟とスパルタを中心としたペロポネソス同盟は、紀元前421年に一旦は講和することになったが、主戦論者のアルキビアデスは、同盟国を救出するという名目で、シケリア（シシリア）遠征を実行に移す。紀元前415年、彼が14歳の年、アテナイの船団は軍略上敵国スパルタへの穀物補給地であるシチリア島を攻撃したが、2年に渡る戦闘の末、トゥキディデスの言葉によれば「アテナイがかつて被った最大の惨事」と形容されるような敗北が待っていた。そして紀元前411年に、アテナイの寡頭派がクーデターを起こし、400人評議会が結成された。しかし、彼等に対する反感から、アテナイ艦隊は暴動を起こしかねない様相を呈し、結局戦闘は回避できず、寡頭派勢力が一掃され、指導者達が反逆罪の廉で処刑されたのである。続く6年は、民主派勢力が政権を握ったが、「恐怖政治」と呼び得る様相を呈し、不当な処刑が行われた。かくて青年時代に、プラトンは、寡頭制や民主制の負の側面を体感したのである。彼が43歳年上のソクラテスの面識を得て弟子となったのが、言い伝えによれば、20歳の時で、その3年後にペロポネソス戦争が終結する。この時、スパルタ寄りの30人による「三十人独裁政権」が開始された。これは、後に『国家』において、プラトンが「僭主制」に分類することになる国制に当たる。この独裁体制は、当初は市民達に歓迎され、期待も大きかったが、この政権下では、クリティアス等が政敵の罪状を捏造し、不当な処刑が繰り返されたので、却ってアテナイ市民に大いなる幻滅をもたらした。結局、こうした「恐怖政治」からの亡命者や逃亡者達がアテナイ市外に集結し、クリティアスを殺害し、寡頭派がスパルタ国王へ支援を求めたが、30人の独裁者と主だった部下達を除いては「アムネスティアー（責任免除）」が施された。その後を受けた復興民主派の人々は、プラトンに最大の悲劇をもたらした。言うまでもなく、紀元前399年の師ソクラテスの処刑である。

民主制を主導した大政治家ペリクレスが死去した一年後にプラトンが生まれている。幸いなことにペリクレスの演説が歴史家トゥキディデスによって残されており、この演説の中に、アテナイの民主制と民主制に関するペリクレスの考え方が見受けられる。この演説の中で、民主制を、権力が少数者ではなく、全市民にあるとしている。さらに、「ノモス」の前で人々は平等であること、特定の階級に属していることではなく、その人の能力によって評価されるべきことなどが謳われている。

紀元前5世紀、アテナイには、二つの政治潮流が存在していた。一方には、貴族制的国制をよしとする保守派が存在していた。彼等は、ペルシア戦争の際の陸戦、マラトン、テルモピュライ、プラタイアなどの戦闘で活躍し、この戦いにアテナイの自由のあり方を見出していた。他方には、海軍の創設者、テミстокレスからペリクレスに至る政治家が主導者で、ペルシア戦争のサラミスの海戦に誇りを抱く一団が存在していた。彼等は、海戦の担い手として台頭し、それをきっかけに政治参加するようになった元々は貧しい市民達で民主制をよしとしていた。この流れが、後にペロポネソス戦争にアテナイを導いていくことになり、敗戦により、アテナイはギリシア都市国家の中心的地位を失うことになった。

アテナイにおいて、日当をもらうような貧しい人達が政治参加するようになった要因として、サラミス海戦を契機に海軍が軍事力の中核になったことがあるとされている。なぜならば、船を漕ぐだけなら、労働力を差し出すだけでいいわけで、肉体さえあれば軍事に参加できたからだ。これとは対照的に、陸軍に参加する場合は、自分で武器を備えるだけの経済力が必要だったのである。当然、陸軍には、保守派の貴族階級が参加してきた、ということになる。

ペルシア戦争は、紀元前499年から500年まで、三度に渡って行われたアケメネス朝ペルシア帝国によるギリシア遠征によって起きたギリシア都市国家との間の戦争である。ヘロドトスの『歴史』に記されているように、ダレイオス1世やクセルクセス1世といった大王に率いられた50万人規模の軍隊に対して数千人規模のギリシア都市国家の軍隊が挑んだのである。この時、アテナイは、サラミスの海戦において、ペルシアの大船団を打ち破るという奇跡を成し遂げる。この海戦への参加ということが、アテナイの歴史に大きな影響を与えるのである。

古代ギリシアにおいては、政治的な公共空間への参加と軍事的義務とは表裏一体だった。ゆえに、軍事的に動員された人々は政治的発言力を要求した。古代の共和制における政治と軍事との一体性ということが前提としてある中、海軍における兵員の必要性が高まったことで、それが貧者の政治参加を促す要因になったのである。要するに、アテナイにおいて、重装歩兵中心の陸軍から海軍に変化した際に、所謂平民の政治参加が可能になり民主化が進んだのである。こうして、ペリクレスによって、日当をもらうことで政治や裁判に参加する仕組みが導入された。アテナイにおける民主制は、貧者とされていた人々が日当を手に入れ、「貨幣経済」に参入すると同時に、軍事的義務が要求される政治的公共空間への参加が叶うようになったことによって開始された。ただこうして厚い平民層がアテナイの民主制を支えることになるのだが、ペロポネソス戦争は、平民層の人口を減少させることになった。『ゴルギアス』の中でプラトンは、ソクラテスの口を借りて、ペリクレスを批判している。ペリクレスは、公の仕事に手当を支給する制度を最初に定めた政治家だが、そのことによってアテナイ人を怠け者にし、臆病者にし、嗜好きのおしゃべりにし、また金銭欲の強い人間にしてしまったことで、十分に批判に値するのだと。羊をだめにしてしまう羊飼いが批判を免れないように、市民を墮落させた指導者も批判されてしかるべきなのだ、と。

さて、ペルシア戦争を経験したことで、ギリシアの都市国家は、ペルシアの政体との比較を通して、「自由」の考え方を見直すようになった。ペルシアの政体は恐怖に基づいた支配体制であり、「モナルキア（王制）」と呼ばれる。それは、一人が国家全体を支配する体制であり、社会秩序のあり方として好ましくないとギリシア人は考えるに至る。これに対して、ギリシア人は、自らが自らの自由によって「ノモス」に服従しているという点で、ペルシアの「モナルキア」とは違うと考えた。なぜならば、ペルシア人のように権力者に盲従するのではなく、ギリシア人は、自分の意志で「ノモス」に従うというスピノザ的な自由を知っているからだ。人は、ペルシアの「モナルキア」のように、特定の人間に奴隷のように従属するのではなく、皆に共通のルールである「ノモス」に内発的に服従し、人間関係の規律を重視し得る時、真の自由を手にする。これがペルシアの国政と対比した上で導き出されたギリシア的自由なのである。それは、権力者よりも共通のルールである「ノモス」の方が優先し、権力者がノモスを破るなら、彼を除くべきである、という考え方に繋がっていく。

第二節 トラシュマコスの懷疑

自分の自由意志に基づいて内発的に「ノモス」に従うというギリシア的な精神が、ペルシアの「モナルキア」との対比によって、ギリシア人の心に根付いていくかのように見えた。ところが、アテナイでは、この「ノモス」に対する懷疑の声が聞かれるようになった。プラトンは『国家』において、「ノモス」に対する懷疑論を紹介している。この対話篇の中で、「正義とは強い者の利益のこと」という命題を擁護する者が、プラトンの対話篇の主人公、ソクラテスに論戦を挑むのである。このことから窺い知ることができることは、ギリシア人達が内発的に従ってきた「ノモス」の捉え方が動揺し、価値観が揺らぎ始めたということだ。

ソクラテスに論戦を挑んだのは、トラシュマコスであり、彼は「利己主義」こそが、幸福へ至る道であるということ平然と言っている。トラシュマコスは、先ず、「ノモス（人為的に作られた法律）」と「ピュシス（自然本来のあり方）」を区別する。「ノモス」は社会の支配者階級によって作られた人為的な決まりに過ぎない、と考える彼は、利己主義こそ、人間の本来の「ピュシス（自然の姿）」なのだ主張する。人間は、自分の「ピュシス」に忠実であるべきで、人為的な「ノモス」は、結局は一部の人間がこしらえた作り物なのだから、無視しても構わない、と彼は結論する。

このトラシュマコスの議論を、さらに強化するために、プラトンの兄のグラウコンが、面白い思考実験を提案する。「人間の本性は利己主義的なものである」というトラシュマコスの仮説の正しさを、この思考実験によって証明しようとする。このグラウコンの提出している思考実験は「ギュゲスの指輪」として知られる思考実験であり、この実験によって、自然本性通りの人間を知ることができる、というのだ。

「ギュゲスの指輪」とは、その指輪を嵌めたものは、透明人間のごとく、姿が見えなくなってしまう、そんな力を備えた魔法の指輪なのだ。仮にそのような指輪があると想定し、その指輪を所有したならば、皆、トラシュマコスの見解に従って、利己主義を極限にまで押し進めていこう、とグラウコンは述べる。つまり、「ギュゲスの指輪」のお陰で、自分の悪事の責任を追及されないような状況で、人に不正を働くことで自分に利益や快楽があるのなら、人は自然本性に従ってそうするだろう、というのだ。「ギュゲスの指輪」で姿を隠し、自分にとって邪魔な人間を殺害し、欲望に任せるまま、好きなだけ他人から富や財宝、食料、女を奪い、まさにやりたい放題をしでかすだろう。人間の自然本性に従う生き方、つまり、ピュシスにおいては、人に見つかりさえしなければ、自分の利益を増大させるような不正を行っても構わないと、誰も考えているのではないのか。まさに不正を働きながらも、決して罰は受けないという力を手に入れたわけなので、あなたは、欲望に任せて何でもしたい放題ということになるだろう。しかもあなたから不正を受けた人たちは、不正を受けても決して仕返しができない、という最悪の状態に陥れるのだ。ちょうどH.G.Wellsの有名なSF、The Invisible Man（『透明人間』）の科学者が、初めはちょっとした悪戯を面白がることから始めて、それが盗みや殺人に発展していき、最後には世界征服の夢を膨らませて行くことになってしまったように、「欲望に任せて何でもしたい放題できる」時、人間の欲望は止まるところを知らないだろう。

けれども、実際には、「ギュゲスの指輪」のような絶大な権力を持つ人間はいないだけでなく、他人の苦痛や損害をないがしろにして、ただただ自分の利益や快楽を追い求める生活を送ったとしたら、むしろ他人から疎んじられ、それゆえに損害を受けることになってしまう。誰もそ

うなることを望まないがゆえに、他の者も他人の苦痛や損害をないがしろにしない、という条件の下、自分も他人の苦痛や損害をないがしろにしない、という取り決めを結ぶようになるのだ、というのだ。これが「法」という意味での「ノモス」の起源なのだ、とプラトンは考えている。プラトンは、「不正を働きながらも罰を受けないという最善なことと、不正なことをされても仕返しができないという最悪のことの、中間的な妥協策」として「ノモス（法）」が誕生したのだ、という言い方をしている。

プラトンは、『ゴルギアス』において、カリクレスの口から、不正を行うが不正を加えられないという状態が最善であり、それはまさに独裁君主になることだ、としている。カリクレスもトラシマコス同様にプラトン/ソクラテスの論敵であるが、カリクレスは、「自然（ピュシス）」においては「不正を受けることが醜い」が、「法（ノモス）」においては「不正を行うことが醜い」とされていると述べ、その理由として、「法」の制定者が、世の大多数を占める「弱者」だからと、後のニーチェを思わせるような議論を展開する。このように、世の大多数の弱者は、「強者」を「法」で脅し、縛り、「多くとること」を「不正」で「醜い」とニーチェ風に言えば、価値の転倒を行ったのだ。しかし、本来は、「強者」が「弱者」を支配し、「多くとること」が正しい、とカリクレスは主張した。即ち、現行の社会体制の民主主義は、弱者による支配体制であるがゆえに、弱者が法の制定者になっている。カリクレスの議論にせよ、トラシマコスの議論にせよ、そのような弱者による「ノモス」に従うことへの強力な抵抗が描かれているのである。民主制の浸透は、今までのように「ノモス」による支配の正統性を疑わせるように作用したのである。「弱者」の仕立てた「ノモス」に従うよりも、人間の「ピュシス（自然本性）」である「己の快を優先させる」「利己主義」に従って生きた方が十分理に適っているということが、その当時の歴史的な脈に照らし合わせてみると、結論し得るのだ。民主制において「ノモス」の権威が弱体化していく中で、「利己主義的な生き方」が推奨されることになる。なぜなら、「ノモス」に内発的に従おうとする高貴な精神的動機が損なわれるからである。貧者達が、労働力と引き換えに政治的発言力を得て、日当を手にすることで「貨幣経済」への参入が叶うという時代に、民主制が実現しつつあったその時代に、「ノモス」に己を内発的に従属させる自由が揺らぎだしたのである。しかし、だからと言って、己のことを第一に考える「利己主義」が横行すれば、社会的秩序が劣化していくことは間違いないだろう。そして劣化した社会秩序が生み出した「ノモス」への内発的な従属は益々あり得なくなり、「利己主義」へと人々が誘惑されるという悪循環が続くだろう。それゆえ、『国家』において、プラトンは「利己主義者」を如何に手懐けるのか、という問いに対して、彼なりの処方箋を提示するのである。

第三節 寡頭制から民主制への移行

プラトンは、『国家』の中で、寡頭制から民主制への推移を跡付けている。そもそも「寡頭制」とは、「財産の評価による国制」、つまり、「金持ちが支配し、貧者は支配に与ることのできない国制」(550D)のことであるとされる。この国制において、金持ちと富に対する尊敬が原動力になっているとされる。「金持ち階級は、自分自身のための金の使い道を見つけ出して、それに都合のよいように法を曲げる」(550E)とプラトンは述べる。このような性質を持つ寡頭制から民主制への変化は、次のような仕方で行われるという。すなわち、「できるだけ金持ちにならないという、善として立てられた目標のあくことなき追求こそが、その変化の因となる」

(555B-C) というのである。

プラトンは、国制と魂の型の類似関係を論じ、国制に対応する人間類型を打ち立てている。魂は、理性的部分、気概的部分、欲望的部分に分けられ、調和のとれた魂は、理性的部分が気概的部分の力を借り、欲望的部分を程良く制御するという理想を成し遂げている。しかし、寡頭制に対応する人間類型は、欲望的部分が支配し、理性的部分は富の蓄積という目標に従属し、そのための手段を計算するだけの人間、ということになる。すると、そのような人間類型に分類されるような人達は、魂への配慮が欠けた人間ということになるだろう。

さて、寡頭制において、貧富の格差が広がり、貧者の間に不満分子を広げていくが、やがて金持ち階級は、自分達以下の脆弱な魂の持ち主であることが分かってしまう。それが武力によるにせよ、他方の側の人々が恐れて退くにせよ (557A)、貧者が金持ち階級との闘いに勝ち、国制と支配に誰もが平等に参与できるようになった時に「民主制」が誕生する。

プラトンによる「民主制」の定義はこうだ。「人々は自由であり、この国家には自由が支配していて、何でも話せる言論の自由が行き渡っていると、何でも思い通りのことを行うことが放任されている」(557B) ような、そうした国制なのである。そうした国制下では、人それぞれがそれぞれの気に入るような、自分なりの生活の仕方を設計することになる (557B) のである。民主制は、その放任性ゆえに、あらゆる種類の国制をその内にもっている「国制の見本市」(557D) のようになっている。政治活動をする者が、ただ大衆に好意をもっていいと言えれば、それだけで尊敬される (558C) とソクラテスに語らせているように、民主制では、今で言うところの「ポピュリズム」が横行するようになる。

寡頭制では、未だ金儲けに必要な欲望が支配的であったが、民主制は、「不必要な欲望」の支配する国制なのだ。プラトンは「不必要な欲望」を定義して「消費的で金儲けの役には立たないすべての欲望」(558D) であると述べ、さらに「消費的な欲望」(558D) (559C) と言い換えている。そうした「不必要な欲望」は、本当は、若い時から訓練すれば取り除くことのできるような欲望なのである。私達の内にあっても何一つためになることがなく、場合によっては害をなすことさえあるような欲望なのだ。それに対して、プラトンによれば、「必要な欲望」とは、「われわれの自然本性がどうしても求めざるを得ないような欲望。満たされた場合にわれわれを益するような欲望」(558E) のことを指す。すると、民主制に対応する人間類型は「不必要な欲望」即ち「消費的な欲望」に支配されてしまっている人間、ということになる。教育を省みず、万事物惜しみする寡頭制的な環境で育った若者が、「多彩にして多様な、あらゆる種類の快樂を提供する術を心得ている」(559D) プラトンが「雄蜂」と呼ぶような「不必要な欲望」に心を奪われ快樂のみを追求するような輩と交わるようになった時、「彼自身の内なる寡頭制が民主制へと移行する」(559D) という変化が起きる。プラトンが述べていることを要約して言えば、内側に既にある傾向性に対して、外側から誘惑が働く時、変化が起きるのである。

さらに、プラトンによれば、こうした「不必要」に分類される欲望の内、「不法」とも呼ばれるべきものがある。その手の欲望は「すべての人の内に生まれついている」のだが、「法によって懲らしめられ、また知性に助けられ他のより良い欲望にたしなめられて、ある人々の場合はすっかり取り除かれ、残ったとしてもわずかで力の弱いものとなる」(571B)。「不法」と呼び得る「不必要な欲望」のことを、プラトンは「眠りの内に目覚めるような欲望」(571C) と呼ぶ。なぜならば、理性的な部分が眠っている時に、あらゆる羞恥や思慮から解放されて頭をもたげるような「獣的で猛々しい」欲望だからである。それゆえ、「夢の中では、この恐ろしい欲望が明ら

かに現れる」(572B)とされている。フロイトなら、無意識に抑圧されていると言うだろう、この「不必要」かつ「不法」な欲望は、「母親であろうと、動物であろうと誰かまわらず交わろうとすることにも躊躇いを感じない、どんな人殺しでもしようとするし、どんな食べ物にでも手を出して控えることをしない、そんな欲望」(571C-D)であるとされている。これこそが、まさに「ギュゲスの指輪」の思考実験で、誰の心にも姿を現すような欲望で、利己主義的な人間の根底に潜む欲望なのである。こうした、ある種の恐ろしい、不法な欲望が、立派な品性の持ち主と思われている人々にも例外無く潜んでいることは、「ギュゲスの指輪」の思考実験が教えてくれた通りだ。思い出していただきたいことは、民主制的な人間類型に対応するのが、「不必要な欲望」に支配される人間像であるということだ。そうであるのなら、この民主制の時代にこそ、利己主義的な人間が頻繁に出現し得るといことなのである。実際に、金持ちが支配する寡頭制の出現とともに、その子どもの世代辺りから、こうした「不必要な欲望」を持つ輩が現れ始め、それが民主制の世の中では、かなり顕著な現象となり、続く僭主制においては常態と化していくのである。プラトン自身が多感な青少年時代を寡頭制と民主制が劇的に交替する時代を経験し、そのいづれからも深い失望を味わったことを垣間見ることができるだろう。

己の自由によって内発的に「ノモス」に従えば、幸せになることが叶う社会がこうして懐疑に晒されるようになった民主制の時代に、「不法」と呼び得るような「不必要な欲望」を心に秘めた利己主義者が跋扈し、利己主義的に振る舞えば、幸せになるというトラシマコス的考えを堂々と主張し、実践するようになっていったのだ。

第四節 利己主義へのプラトンの処方箋

プラトンは、『国家』という書物の最後に、「エル物語」という神話を紹介する。それは死んだ後の世界についての神話で、そのエッセンスは、「正しく生きた人が、死後にご褒美を得られる」、ということなのだ。エルという男は、死後の世界で見聞きしたことを伝えるために、生き返ることを許された男で、ここで述べられていることは、そんなわけで、エルから聞いた話ということになっている。死後の世界では、裁判を受けて、正しいと判断された者は、天に昇り、魂が清められて、裁判の行われた場所に帰ってくると、次に生まれてくるために、どんな人生を選びたいのか、選ぶことができるようになっていて、「慎重に良く考えて選ぶように言われる」という。そしてエルによれば、悪いことをした者は、決して天には昇れず、地の穴から、所謂地獄に落とされ、そこで一つの罪につき10倍分の苦痛を与えられることになる、というのだ。人生を100年と見做し、一つの罪につき、100年の10倍分の償いが行われるのだ、という。そして生前、あまりにも多く罪を重ねた者は、地の穴から落とされた切り、二度と帰って来ることができない。正しい人は死後、ご褒美を受ける、という神話は、道徳を支える上で、必要な神話なのだ、ということプラトンは知っていた。もし悪いことをすれば、地獄に落ちるのであれば、道徳的に悪いことは、自分にとって悪いことと同じことになり、道徳に従うようになる。「地獄に落ちる」ということは、罰を受けることで苦痛を経験する、ということゆえ、どんなに利己主義的な人でも、「自分が苦しくない」ことを望むので、「地獄に行くことは避けたい」と思う。「地獄に行く」という「自分にとって悪いこと」を避けるためには、「道徳的に生きなければならない」と、どんなに利己主義の人でも考えるようになる。こうして、「エル物語」のように「悪いことをすれば、地獄に行く」ということを信じている人の場合、利己主義が道徳を補う形になる。

「正しさ」と「幸福」の間に見られる不一致をどうにかしようとする時、もし「地獄」というものがあれば、「幸せになりたい」という「自分にとって善いこと（利己主義的にも善いこと）」が「正しく生きる（道徳的に善いこと）」を支えるという結果になる。

『国家』において、プラトンは、「エルの物語」という神話を持ち出して、「幸せになりたい」のなら、「正しく生きる」必要があることを訴えているわけなのだ。恐らく、当時の人達の中には、この神話を文字通り受け取って、「正しく生きる」ことを引き受けた人達がいることだろう。確かに、利己主義者が「エルの物語」を信じる素朴な人達ばかりであれば、問題は生じない。けれども、「エルの物語」を素直に受け止めることのできない人達ばかりであるとしたら、「エルの物語」のような神話を提起しても解決策にはならない。

プラトンも神話を持ち出して、それで満足していたわけではない。プラトンの場合は、単なる神話に訴えるだけではなく、さらに、最晩年の著書『法律』において、悪い生き方が、割りに合わないことになる、「社会制度作り」を考案していくのだ。

プラトンの『ポリティコス（政治家）』の中でも、最もよいのは、法律が力をふるうことではなく、思慮があり王たるに相応しい生まれつきの人物が支配者の地位にあること、という哲人王の思想は、捨てられてはいない。最晩年の『法律』では、法律を整えた「次善の国制」について語られている。『法律』の中でプラトンは、幾度となく「全てを法律に定めるということ自体が、ある意味では、恥ずかしいこと」（853B）であると語る。彼の言葉を引用しよう。「邪悪さの最もひどいものを身につけた者が、誰か生まれてくるかもしれないと考えて、そこで、そのような者が現れる場合に備えて、法律によって機先を制し、脅す必要があるのだとか、また、そのような人間は必ず現れてくるものと想定して、彼らが現れるのを阻止するためにも、また現れてきたなら懲らしめるためにも、彼らに対する法律を定めるべきであるとか、ということがそもそも、ある意味では、恥ずかしいことなのです」（853C）。法律では、『国家』において紹介された「エルの物語」を信じることのできない輩に対して、謂わば、この世に「地獄」を制定してやるという「次善の策」が提案されている。『法律』では、神の存在を信じる者は、不敬な行為をした試しがない、という点が強調されている。神に対して不敬な者が栄えるのは見かけだけのことである。なぜならば、死後に報いを受けるからである、という『国家』の「エルの神話」を通して述べられた思想が保持されているのだ。プラトンにとって、法の支配は、次善の策に過ぎない。しかし、「不法」と形容され得る「不必要な欲望」を持つ者達が出現しやすい「民主制」の時代には、むしろ現実的な対応策であると捉えられている。あの世の地獄を信じない不敬な「利己主義者」に対して、「ギュゲスの指輪」的状况がありさえすれば、「不法」に分類されるような「不必要な欲望」で心を煮えたぎらせているような邪悪な「利己主義者」に対して、プラトンは、法制度を整備し、厳格な処罰をもって、この世に「地獄」をこしらえようとしたのだ。かくて、法律は、民主制の人間類型である利己主義的人間が、自分にとっていいことと道徳的にいいことを一致させ得るように強制し、人間の道徳を支える役割を担うのだ。

かくて、利己主義者に対する、プラトンの基本的立場は、悪しき衝動は、生まれながらの本性に根差すものではない、というものなので、正しく導くことができれば、人は正しくなる、というものなのだ。そこで、プラトンは、先ず、市民に対する「正しい教育」を施すことを考える。そして、「正しい教育」にもかかわらず、犯罪を、敢えて犯す者には、法律を整えて、罪に見合った刑罰を与えることの必要性を説く。ここには「正しい教育」を施された者が、進んで悪の道に歩を進めることはあり得ないのだけれども、にもかかわらず邪悪な者が現れることに備えねば

ならないことを恥じつつも法を整備しようとするプラトンの基本路線が示されている。

「犯罪に手を染めれば、犯罪が割に合わないと感じさせるような不利益を被るような社会制度」に私達も暮らしているわけだが、ギリシアの昔から、こうした、「悪いことをすると割りに合わない」と身をもって体験せざるを得なくなるような社会システム作りの伝統が始められていたのだ。犯罪をした者は、悪いことをすることが割りに合わないのだと身をもって知ることになるし、プラトンが言っているように、「他の人達にとっては、犯罪者が見せしめとなることによって、教訓を与えることになる」のだ。「悪いことをすると割に合わない」のであるのなら、「エルの神話」を持ち出さずとも、そうした制度の下でも、やはり、利己主義が道徳を補うことになるだろう。法律が整備され、この世の「地獄」が存在すれば、どんなに「利己的な人間」でも、道徳的に生きようとするようになるからだ。かくて、古代ギリシア期に考案された「法制度」は、「利己主義者」を「道徳」に従わせるという意味合いを持っていた。ギリシア以降の社会は、ギリシアのやり方を模範にし、人間に潜在する「利己主義」を飼い慣らすべく、より良い「法制度」の建築に向かったのだ。

結 論

人間は、何か大きな利益が期待できる時に、リスクが高い行動を取る、というのが、通常の行動パターンなのだ。しかし、「社会」から期待できるものがあまり無いようになると、「社会」から与えられる評価も価値も気につかない人がでてくるようになる。例えば、2001年、6月に、大阪教育大付属池田小学校に侵入し、児童や教師を次々と包丁で刺し、1年生男児1人と2年生女児7人の計8人を殺傷した、宅間守のケースを考えてみたらいい。逮捕された後も、「家庭が安定し、恵まれ、勉強ができれば、アホで腐りきった展望のない自分のおっさんに、ただか5～6秒で刺されて死ぬ。そんな不条理さを分からせてやりたかった。100人殺そうが1000人殺そうが、自分のことしか考えていない、早く死刑にして欲しい」などと供述している。宅間は、何の必然性も理由も無い、まさに彼の言葉にあるように「不条理」な殺人を犯したのだ。「逮捕されようが、死刑判決が下されようが、何事にも動じない、自分が死刑で死ぬことすら、何とも思わない」そんな確信犯的な殺人犯が出てくるようになった。

どんな「利己主義的な」人間でも、刑務所に閉じ込められることで自由を奪われるゆえ、苦痛を味わいたくないから、「正しく生きよう」とするだろう、という、そうした「次善の策」を、プラトンは考案した。ところが、「刑務所に閉じ込められるのは嫌だ、娯楽に出て、美味しい空気を吸いたい」という気持ちになるのは、「社会」から期待できるものがある場合だけなのである。けれども、現在は、「社会」から期待できるものが余りにも少ないわけで、「社会」から期待できるものが無いのなら、「刑務所に閉じ込められてもどうってことない」、という確信犯、さらには、「死刑にされてもどうってことない」という不気味な確信犯が出現している。宅間のような男に対して、「刑務所に一生入ることになるぞ」とか「死刑になるぞ」などと言っても、「それがどうしたんや。娯楽で生きていたって、どうせいいことないだろうが」と反論されることになる。プラトンが警戒した「利己主義者」の場合は、少なくとも「社会」の中で、自分の利益になることを求める、ということが前提になっているが、宅間のような人間は、「社会」の中で何かを行って認められる、ということも、そもそも、初めから放棄してしまっているのだ。「宅間的な確信犯」は、「利己主義者」より、格段と始末に終えないということになる。このような宅間

的な確信犯の場合だと、古代ギリシアから、この現代に至るまで、全くその有効性が疑われることの無かったプラトンの処方箋が効果をなさないということになってしまう。こういう確信犯的な人間は、普通の人の目から見れば、「何を考えているのか分からない奴」に映ることだろう。こうした「何を考えているのか分からない奴」が、自分の町を出入りしているかもしれない、と考えれば、嫌が上にも不安は増し、人間不信に陥るだろう。

宅間の事件のような、プラトンの処方箋が利かない事件が増加することで、社会不安が助長され、「監視カメラ」を求める声が大きくなる。けれども、宅間的な確信犯を、「監視カメラ」を導入することで、予防することはできないだろう。「監視カメラ」によって、「お前の一挙一動は見張られているぞ」という予防が、宅間的な男には、効果を為さないからだ。一般の人であるのなら、「お前の一挙一動は見張られているぞ」ということが、犯罪の抑止効果をもって、働くだろう。せいぜい、万引きのような軽犯罪を抑止する効果があるだけなのだ。しかし、宅間のような確信犯には、何の効果もない。「お前の一挙一動は見張られているぞ」と言われても、「それがどうしたんや」ということになるのが落ちなのだから。「死刑になるのが嫌なら、悪いことをしない」という論法は、利己主義を妨げるのには十分効果を発揮するだろう。ところがこの論理の対偶をとってみると、この論理の限界が見えてくる。即ち、「死刑になるのが嫌なら、悪いことをしない」を正命題とした時、それと論理的に等価である対偶は「悪いことをするなら、死刑になることは嫌ではない」となる。これによって見えてくることは、宅間的確信犯が「悪いことをする」ということには、「死刑になることは嫌でない」ということが含意されているということだ。この世に「死刑」以上の重罰が無いゆえ、これは裏を返せば「死ぬ気になれば、何でもできる」という闇が、利己主義者を排除するために持ち出された論理には隠されていたということの意味するのだ。確かに、監視カメラは、犯罪の記録は残すかもしれないが、残念なことに、私達が今一番不安を覚えている動機不明の犯罪を行う「宅間的確信犯」に対しては、全く抑止効果がないのである。すると、私達、倫理学者は、宅間的確信犯の出現を前に、今までの伝統的倫理学の利己主義者を手懐けようとしてきた努力は何のためだったのか、と嘆かねばならなくなるだろう。

引用文献および参考文献

簡略化を図るために、引用箇所のページ番号は、本文中の括弧内に記入する方式を採用した。

特にプラトンからの引用は、伝統的なやり方に従って、ステファヌス版全集の段落付けと対応させ、本文中の括弧内に直接、段落番号及びページ番号を記した。E. Hamilinton と H. Cairnsの英訳全集版を基に、日本語訳がある場合はそれを参照した。

- ディオゲネス、1984、『ギリシア哲学者列伝（上）』、加来彰俊訳、岩波文庫
 プラトン、1967、『ゴルギアス』、加来彰俊訳、岩波文庫
 プラトン、1967、『パイドロス』、藤沢令夫訳、岩波文庫
 プラトン、1979、『国家』上下巻、藤沢令夫訳、岩波文庫
 プラトン、1993、『法律』上下巻、森信一他訳、岩波文庫
 ヘロドトス、トゥキュディデス、1980、『世界の名著5』、村上堅太郎編、中央公論社
 リーゼンフーバー、2000、『西洋古代・中世哲学史』、矢玉俊彦他訳、平凡社
 Plato, 1961, *The Collected Dialogue of Plato*, ed. E. Hamilinton & H. Cairns.

[2017. 9. 28 受理]